## 矢板市企業立地優遇制度



- 新規の立地又は施設の増設に対し、対象施設の固定資産税相当額を3年間交付(令和5年4月~)
- ○対象区域は市内全域。誘致地域外の立地にも、2分の | の奨励金を交付 (令和3年4月~)

## 【誘致地域】

・県、市等が造成した地域、又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項1号に 規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域

がたり る上来寺川地場、上来地域人の千上来地域				
			交付要件	交付額 [上限額]
企業立地 奨励金		Ī	・対象施設の新設又は増設に対する投下固定 資産額が I 億円を超える場合	対象施設の操業開始日以後、投下した固定資産 に固定資産税が最初に課される年度から起算し て3年間の各年度の固定資産税に相当する金額 【上限なし】
	雇用 奨励金		・対象施設の操業開始に必要な常時雇用者の うち、新規雇用者を I O 人以上採用した場合	新規雇用者   人につき 誘致地域:20万円 誘致地域以外:   0万円
	157		・対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・投下固定資産額が I 億円を超え3億円以下	誘致地域:土地購入価格の I 0 % 誘致地域以外:土地購入価格の 5 %
用地取得			・対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・投下固定資産額が3億円を超え5億円以下	誘致地域:土地購入価格の I 5 % 誘致地域以外:土地購入価格の 7.5 %
	Ciun III		・対象施設用に土地を購入し5年以内に操業 ・投下固定資産額が5億円超	誘致地域:土地購入価格の20% 誘致地域以外:土地購入価格の10% 【1億円】
	借地借家 奨励金		・対象施設用に3,000㎡以上の土地又は 延べ面積が1,000㎡以上の家屋を賃借 ・対象施設の操業開始に必要な常時雇用者が 5人以上	対象施設の操業開始日の翌年度から起算して3年間の各年度の賃借料に次を乗じたもの 誘致地域:15% 誘致地域以外:7.5% 【総額4,000万円】
	ホテル	新設	・客室が30室以上又は収容人員が60人以 上のホテル等を新設 ・ホテル等の操業開始に必要な常時雇用者が 5人以上	ホテル等の操業開始日以後、固定資産税が最初 に課される年度から起算して5年間の各年度の 固定資産税に相当する金額 【各年度2,000万円】
	等立地 奨励金	増築	<ul> <li>・市内で   0年以上ホテル又は旅館を営業している事業者</li> <li>・客室を   0室以上又は収容人員を20人以上増設し、増設後の客室が30室以上又は収容人員が60人以上</li> <li>・増設後の常時雇用者が5人以上</li> </ul>	増設部分の操業開始日以後、増設部分に固定資産税が最初に課される年度から起算して3年間の各年度の固定資産税に相当する金額 【各年度2,000万円】
医療 立地奨励金 オフィス 立地奨励金		金	・投下固定資産額が5億円以上 ・医療施設を新設又は増設し、医療施設の操 業開始に必要な新規雇用者が5人以上	医療施設の建設費用の20% 【I億円】
		金	・オフィスを賃貸借し、契約期間が2年以上 ・オフィスの操業開始に必要な常時雇用者が 5人以上	オフィスの月額賃借料の50% 【月10万円、24カ月分】

## 【条例第2条第2号の規則で定める対象施設】

- (1) 工場 物の生産及び加工を行う施設で、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。)による大分類Eの製造業の用に供する施設とする。
- (2) 研究所 理学、工学、農学、医学及び薬学に関する学術的研究、試験並びに開発研究を行う施設で、産業分類による小分類711の自然科学研究所の用に供する施設とする。
- (3) ホテル等 産業分類による小分類751の旅館、ホテルの用に供する施設とする。
- (4) 病院 産業分類による小分類831の病院の用に供する施設とする。
- (5) オフィス 栃木県外に主たる事務所を設置している事業者が、市内に設置するサテライトオフィス等のリモートワークの用に供する施設とする。
- (6) その他事業所 産業分類による事業の用に供する施設のうち、市長が認める施設とする。ただし、産業分類による中分類8の廃棄物処理業は除く。